

御蔵島村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

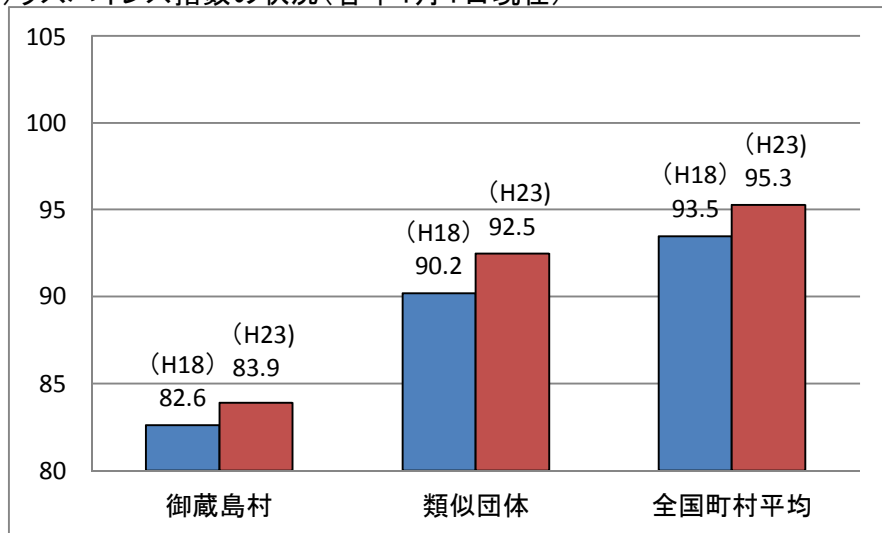
区分	住民基本台帳人口 (H23.3.31)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B)÷(A)	(参考) 平成21年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成22年度	305	1,184,594	24,067	199,366	16.8	17.9

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B)÷(A)	類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成22年度	26	77,532	21,140	25,241	123,913	4,710	5,323

- (注) 1 職員給には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況(平成23年4月1日現在)

(単位 : 円)

	1級	2級	3級	4級	5級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
御蔵島村	43.7 歳	257,998 円	312,732 円	290,789 円
東京都	42.5 歳	331,172 円	467,372 円	413,437 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	42.8 歳	307,383 円	357,824 円	335,218 円

② 技能労務職

区分	公 務 員					民 間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似企業	平均年齢	平均給料月額
御蔵島村	36.3 歳	6 人	214,417 円	291,602 円	279,799 円	—	— 歳	— 円
うち発電事業	37.7 歳	5 人	219,180 円	311,802 円	284,562 円	—	— 歳	— 円
うち給食調理	29.3 歳	1 人	*	*	*	—	— 歳	— 円
東京都	47.1 歳	1,739 人	304,130 円	415,615 円	379,331 円	—	— 歳	— 円
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	— 円	321,662 円	—	— 歳	— 円
類似団体	50.1 歳	4 人	268,426 円	295,543 円	283,987 円	—	— 歳	— 円

※ 個人情報保護の観点から対象となる職員数が2人以下の場合、対象者が特定されるため平均給料月額の欄等を(*)としている。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区分		御蔵島村	東京都	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	181,200 円	(I種) 181,200 円 (II種) 172,200 円
	高校卒	140,100 円	142,700 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	142,700 円	137,200 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成23年4月1日現在)

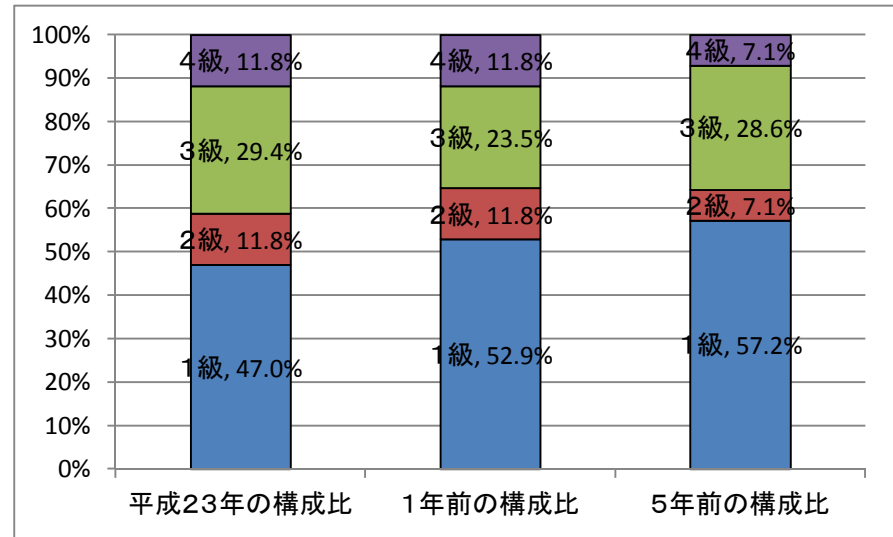
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	222,200 円	248,000 円	—
	高校卒	—	—	230,800 円
技能労務職	高校卒	189,500 円	—	216,200 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	8人	47.0%
2級	主任	2人	11.8%
3級	課長補佐、係長、主査	5人	29.4%
4級	課長	2人	11.8%
5級	統括課長	0人	0.0%

- (注) 1 御蔵島村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に7級制から5級制に変更している。
 (旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成24年度実施予定

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

御蔵島村			国		
(平成22年度支給割合)			(平成22年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.60 月分	1.35 月分		2.60 月分	1.35 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

御蔵島村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	24.25 月分	33.50 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	32.50 月分	43.50 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	49.75 月分	59.20 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.20 月分	59.20 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		

(3) 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)			—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)			—	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
対象地域がないため 支給なし	%	— 人	%	
	—	—	—	

(4) 特殊勤務手当(平成23年度4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		369 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		73,884 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		17.9 %
手当の種類(手当数)		9 種類
手当の名称	主な支給対象職員・支給対象業務	左記職員に対する支給単価
看護業務手当	看護師の職にある職員	給料月額の100分の10
保健指導手当	保健師の職にある職員	給料月額の100分の10
航路業務特別手当	客船・貨物船の業務に従事する職員	日額400円
ヘリコミ業務特別手当	ヘリコピューター運航業務に従事する職員	日額100円
税務事務特別手当	村税・国民健康保険税の徴収に従事する職員	1件につき500円
特殊自動車運転手当	特殊自動車の運転業務に従事した職員	1回1,000円
死体処理手当	直接死体の収容、運搬または処理に従事した職員 (医師、看護師及び保健師を除く)	1件1人につき1,000円
防疫等作業手当	感染症患者等の救護に従事した職員 (医師、看護師及び保健師を除く)	作業1回につき500円を超えない範囲内で 村長が定める。
年末年始勤務手当	常態として年末年始に勤務に従事する職員	日額3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	6,618 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	236 千円
支給実績(平成21年度決算)	11,984 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	413 千円

(6) その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成22年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給。 配偶者13,000円、配偶者以外の扶養親族は各6,500円、 配偶者がいない場合はそのうち1人は11,000円。 16歳から22歳の子についての加算 1人5,000円	同		4,937 千円	274,278 円
住居手当	世帯主である職員に支給(職員住宅に入居している者は除く)。 賃貸住宅 24,000円(支給限度額)	異	支給額が異なる	2,572 千円	171,447 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の場合であり、通勤のために自動車等 交通用具使用を常例とする職員に支給。 月額2,000円	異	支給額及び 区分が異なる	144 千円	28,800 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員について、その職務の特殊性 に基づき支給。 課長級 基本給×15%	異	支給率及び 区分が異なる	1,406 千円	702,834 円
管理職特別 勤務手当	管理または監督の地位にある職員につき、臨時または緊急の必 要・その他の公務の運営の必要により、勤務を要さない日に勤務 した場合に支給。 勤務1回につき8,000円 但し、勤務時間が6時間を超える場合は12,000円	異	支給額及び 区分が異なる	0 千円	0 円
宿日直手当	宿直勤務または日直勤務をした場合に支給。 勤務1回につき4,200円	異	支給額が 異なる	2,081 千円	173,450 円

6 特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

区分		給 料 月 額 等		
給 料	村長	600,000 円 (— 円)	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副村長	500,000 円 (— 円)	840,000 円 /	340,000 円
	教育長	500,000 円 (— 円)	705,000 円 /	346,000 円
			— /	—
報 酬	議長	140,000 円 (— 円)	395,000 円 /	139,200 円
	副議長	115,000 円 (— 円)	310,000 円 /	93,300 円
	議員	100,000 円 (— 円)	290,000 円 /	79,600 円
期 末 手 当	村長 副村長 教育長	(平成22年度支給割合) 3.25月分		
	議長 副議長 議員	(平成22年度支給割合) 3.3 月分		
退 職 手 当	村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副村長	給与月額×在職年数×4.0	9,600,000 円	任期ごと
	備考	給与月額×在職年数×3.0	6,000,000 円	任期ごと

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

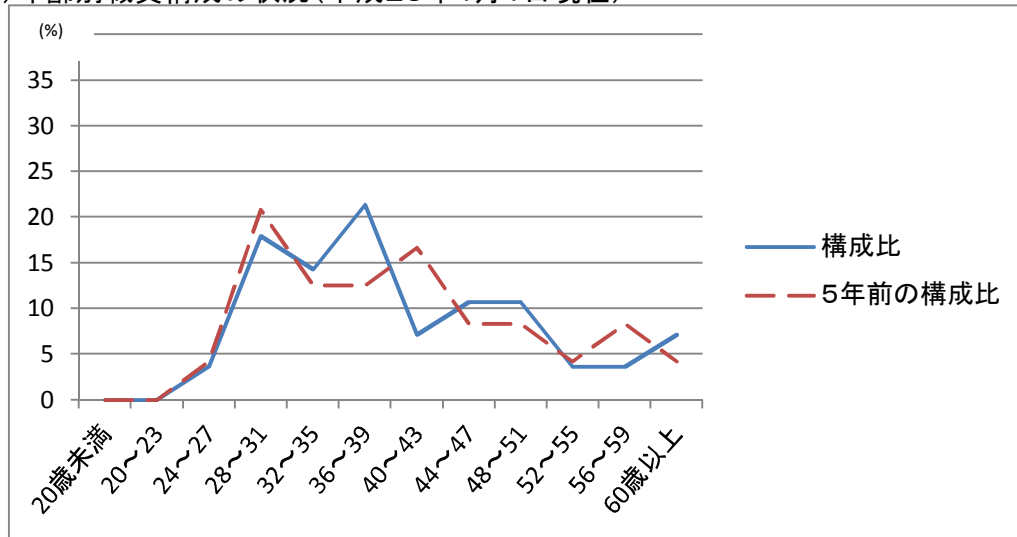
(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年	主な増減理由
			平成22年度	平成23年度	増減数	
普通 会計 部門	一般 行政 部門	総務	17	16	△ 1	
		農林水産	2	2	0	
		土木	1	1	0	
		民生	4	4	0	
		計	24	23	△ 1	
	教育部門	2	2	0	〈参考〉 人口10,000人当たり職員数 754.10 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 193.65 人)	
	消防部門	0	0	0		
	小計	26	25	△ 1	〈参考〉 人口10,000人当たり職員数 819.67 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 235.89 人)	
公 営 企 業 等	診療所	3	3	0		
	小計	3	3	0		
合計		29 [28]	28 [28]	△ 1	〈参考〉 人口10,000人当たり職員数 918.03 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成23年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 ? 23歳	24歳 ? 27歳	28歳 ? 31歳	32歳 ? 35歳	36歳 ? 39歳	40歳 ? 43歳	44歳 ? 47歳	48歳 ? 51歳	52歳 ? 55歳	56歳 ? 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	0人	1人	5人	4人	6人	2人	3人	3人	1人	2人	2人	29人

(3)職員数の推移

(単位 : 人・%)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	19	18	22	22	24	23	4 (21.1)
教育	2	2	2	2	2	2	0 (0.0)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0)
普通会計計	21	20	24	24	26	25	4 (19.0)
公営企業等会計計	3	3	3	3	3	3	0 (0.0)
総合計	24	23	27	27	29	28	4 (16.7)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。